

# 洗濯及び寝具類等供給業務委託共通仕様書

## 1 目的

洗濯業務及び寝具等リネン類の供給業務について、関係法令に適合した適正な洗濯物及びリネン類を患者及び医療従事者に提供し、療養環境の快適化及び院内感染防止を図るとともに、病院業務の円滑かつ効率的な運営を確保により、昭和病院企業団(以下「企業団」という。)における患者サービスの向上に寄与することを目的とする。

## 2 履行場所

昭和病院企業団指定場所

## 3 履行期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

## 4 業務内容

委託する業務内容は、次のとおりとし、詳細は別紙各業務仕様書のとおりとする。

- (1)洗濯・当直室等寝具交換等業務
- (2)寝具類等供給業務
- (3)病室等カーテン定期洗濯業務

## 5 業務体制

受託者は、受託者の事情によって業務の中断や遅滞が生じることのないよう要員の確保等必要な措置を講じ、業務の円滑な遂行のため必要な体制を整えるものとする。

## 6 受託者の資格

### (1)医療関連サービスマーク

本業務を遂行するにあたり、受託者は医療法施行規則第9条の14の基準に適合し、医療関連サービスマーク(寝具類洗濯業務)を保有しているものとする。

### (2)代行保証

一般社団法人日本病院寝具協会会員で、同協会から業務代行保証書を得られる者。

受託契約締結の後に、代行保証に関する証明書類を提出すること。

### (3)自社工場

有事の際の対応が行えるよう、一都三県に2施設以上の自社工場を完備・所有すること。

自社工場の所有については、根拠書類を入札前に提出すること。

## 7 受託者の責務

### (1)一般注意事項

受託者は、業務を遂行するにあたって、企業団が公的医療機関として市民に適切な医療サービスを提供するものであることを認識し、接遇、従事者及び供給物品の衛生管理などに十分配慮しなければならない。

(2) 関係法令の遵守

受託者は、業務遂行にあたり関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払わなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(4) 信用失墜行為の禁止

受託者は、企業団の信用を失墜する行為をしてはならない。

(5) 従事者の身分の明確化

受託者は、受託業務の実施に先立って、従事者には業務を行うに適した制服及び名札を着用させなければならない。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。

(6) 総括責任者の選任

受託者は、各受託業務を円滑に執行するために総括責任者を配置し、企業団に届けなければならない。

(7) 総括責任者の責務

総括責任者は、業務遂行に際して、企業団係員と常に連携を密にし、必要な連絡及び報告を随時行うとともに、契約内容の履行管理、業務従事者の管理、監督、関連部署との連絡調整などを実施するものとする。

(8) 従事者の指導教育

受託者は、従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、管理運営に支障をきたさぬよう万全を期すものとし、その研修結果報告書等を速やかに企業団に提出するものとする。なお、受託業務において、企業団係員より管理運営上、従事者に対して指導などを求められた場合には、迅速に対応するものとする。

(9) 管理運営事業への参加

受託者は、企業団が実施する講習会・講演会・委員会など、施設管理運営上必要となる事業に参加しなければならない。

(10) 従事者の衛生管理

受託者は、業務を遂行する上で、発生し得ると判断される感染症等の防止には万全を期すものとし、従事者の定期健康診断等を行う場合には、受託者の責任において行うものとする。なお、従事者が感染症(結核、感染性胃腸炎、インフルエンザ、その他細菌・ウイルスなどによる感染症を含む)の疑いが認められる場合、あるいは罹患した場合は、速やかに企業団に報告するとともに、当該従事者を業務に従事させてはならない。

(11) 受託者の変更に伴う業務引継ぎ等への協力

契約期間の満了又は契約の解除に伴い受託者の変更が生じた場合には、受託者は企業団が行う業務説明、変更後の受託者が行う業務引継ぎ又は教育訓練等に協力しなければならない。

## 8 業務計画書等の提出

### (1) 作業計画書の提出

受託者は、業務実施にあたり毎月の作業計画表を当該月の前月20日までに、企業団係員に提出するものとする。ただし、契約締結後、初めてとなる月分については、速やかに提出するものとする。

### (2) 標準作業書の提出

受託者は、標準作業書を企業団係員に提出しなければならない。

### (3) 業務報告書の提出

受託者は、業務の実施状況について、洗濯及び寝具類等の枚数集計表を含め、業務報告書を提出するものとする。なお、業務報告書、日誌、記録などの報告書の様式は、企業団と協議のうえ定めるものとし、その作成に係る費用は、受託者の負担とする。

### (4) 業務完了届の提出

受託者は、当月の業務終了後、速やかに業務完了届を提出し、企業団の検査を受けるものとする。

### (5) 院内供覧文書の作成

受託者は、事前に院内通知が必要となる洗濯について、院内向け通知文書を作成するものとする。

### (6) 委託料の算定及び請求

受託者は、前項の完了届の確認を受けた後、当月の実績数量にそれぞれの契約単価を乗じて得た金額並びに定められた金額の合計に、消費税及び地方消費税額を加算して委託料を算定し、企業団の指定する方法により速やかに請求するものとする。ただし、患者用及び付添寝具類の実績数量とは、当該月の入院取り扱い患者延べ数とする。

### (7) 業務改善

企業団係員は、委託業務に関して調査または報告を求め、改善を求めることがある。この場合、受託者は直ちにこれに応じ、その結果を報告するものとする。

## 9 洗濯の基準

(1) 寝具類の洗濯にあたっては、「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知、以下「通知」という。)の別添1(病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準)の定めに従い適正に処理するものとする。

(2) 企業団の寝具類の洗濯に係る施設、設備及び方法については、企業団及び関係諸官庁の指導又は検査に応じるものとする。

### (3) 感染の危険がある物の取り扱い

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項までに規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類及び診療用放射性同位元素により汚染されている寝具類は、感染の危険がある寝具類である旨の表示の上、密閉した容器に収めるものとする。

なお、感染の危険がある洗濯物を受託した場合は、規定に基づいて定められた方法(例:熱湯による消毒:80℃以上の熱湯に10分以上浸す等)により消毒を行うものとする。

## 10 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。



# 洗濯・当直室等寝具交換等業務仕様書

本仕様書は、公立昭和病院において、別途指定する管理対象品目の洗濯、医師当直室等寝具交換、修理縫製等業務を定めるものである。

## 【洗濯業務】

### 1 業務内容

#### (1) 院内洗濯室の場所及び洗濯設備

別紙(1-1)「洗濯室機器等配置図」及び別紙(1-2)「院内洗濯設備一覧」のとおりとする。

なお、委託者は院外へ持ち出し洗濯することを妨げないものとする。

#### (2) 管理対象品目及び予定数量

別紙(1-3)「管理対象品目及び予定数量」のとおりとする。

#### (3) 業務時間

原則として院内における洗濯業務は、平日の午前8時30分から午後4時30分及び土曜日の午前8時30分から午後12時30分までとする(年末年始、日祝祭日は除く)。ただし、当該日の洗濯業務が終了していない場合は、作業時間を延長して終了させるものとする。

#### (4) 処理業務等

下記の処理工程は、綿100%を基準にしたものであり、化学繊維混紡品等は、その素材に適した洗濯処理を行うものとする。

##### ① 事前確認

- ・ポケット検査

##### ② 予洗い

##### ③ 本洗い

- ・原則として水温は、消毒の効果を考慮し80℃程度とする。ただし洗濯物の品質に応じて調整する。

##### ④ すすぎ洗い

- ・この工程で落ちない汚れは、別途汚点抜きをする。

##### ⑤ 脱水及び乾燥

- ・破損に注意しつつ、慎重に脱水し、よく乾燥させて、むらなく全体に美しく仕上げる。
- ・自然乾燥及び乾燥を要する洗濯物は、種類・素材・用途に応じ取り扱う。

##### ⑥ 仕上げ

- ・洗濯物は、常に良好な状態で使用できるように必ず点検する。ほころび、ボタンとれ、その他の破損は直ちに補修し仕上げる。
- ・プレス・糊付け・漂白等洗濯仕上げの仕様については、別紙(1-4)「洗濯仕上げの仕様内容」のとおりとする。
- ・折りたたみは別途定める方法による。

##### ⑦ 保管、回収、集配、交換等

- ・洗濯物は、指定された場所に所属別に保管する。
- ・カーテン洗濯による取外し、取付けを行う場合は、安全に十分配慮し実施する。
- ・感染の危険がある物を扱う場合は、標準予防策(スタンダードプレコーション)を遵守し実施する。
- ・手術室の洗濯物の回収・集配は、別途定める時間に行う。

## (5)その他

作業終了後は、機器類及び施設等の管理等を行うものとする。

## 2 使用材料

洗濯業務に用いる洗剤、漂白剤、薬品類はすべて受託者の負担とし、品質優良なもの、かつ酢酸塩を添加していないものを選定し、予め企業団係員の承認を受けるものとする。

## 3 費用負担

(1)洗濯室における、必要な光熱水費及び洗濯施設設備機器の修理費用は、企業団が負担するものとする。

(2)洗濯室における業務に必要な更衣・休憩室は、企業団が無償で貸与し、これにかかる光熱水費等は企業団が負担するものとする。

## 【医師当直室等寝具交換業務】

### 1 業務内容

(1)寝具(シーツ・包布・枕カバー)を交換するものとする。なお、寝具類は受託者の負担とする。

(2)ベッド廻りの環境整備等

(3)掛布、敷布(ベットパット含む)、毛布の乾燥作業

### 2 業務履行箇所

(1)医師当直室20室の26ベッド

(2)ICU, 研究室医師仮眠室の5ベッド

(3)南館家族控室(和室)の2室(※)

(4)検査科当直室の1ベッド(※)

(5)電話交換室当直室の2ベッド(※)

(6)薬剤部当直室の2ベッド(※)

(7)救急外来当直室の1ベッド(※)

(8)管理師長当直室の1ベッド(※)

(9)防災センター当直室の2ベッド(※)

(10)放射線科当直室の2ベッド(※)

(11)エネルギーセンター当直室の2ベッド(※)

(12)臨床工学室当直室の1ベッド(※)

(13)職員寮仮眠室(東京都小平市花小金井6丁目21番32号「ヘリックスコート花小金井」)の4ベッド(※)

(※)箇所については、乾燥作業のみの実施とする。

### 3 交換日及び時間等

交換日については土日・祝日を含む毎日とし、業務時間については、平日は午後2時30分から午後4時30分、土日・祝日は午前10時30分から午後12時30分に実施する。

但し、乾燥作業については年12回の実施(職員寮仮眠室は年2回)とする。

なお、別の時間等を定める箇所があった場合は、それに対応するものとする。

また、使用中等で業務ができない場合は、企業団係員と調整の上、可能な限り当日中に完了させるものとする。

## 【修理縫製等業務】

### 1 業務内容

- (1)院内にて使用する布類の縫製
- (2)院内にて使用する縫製品の修理

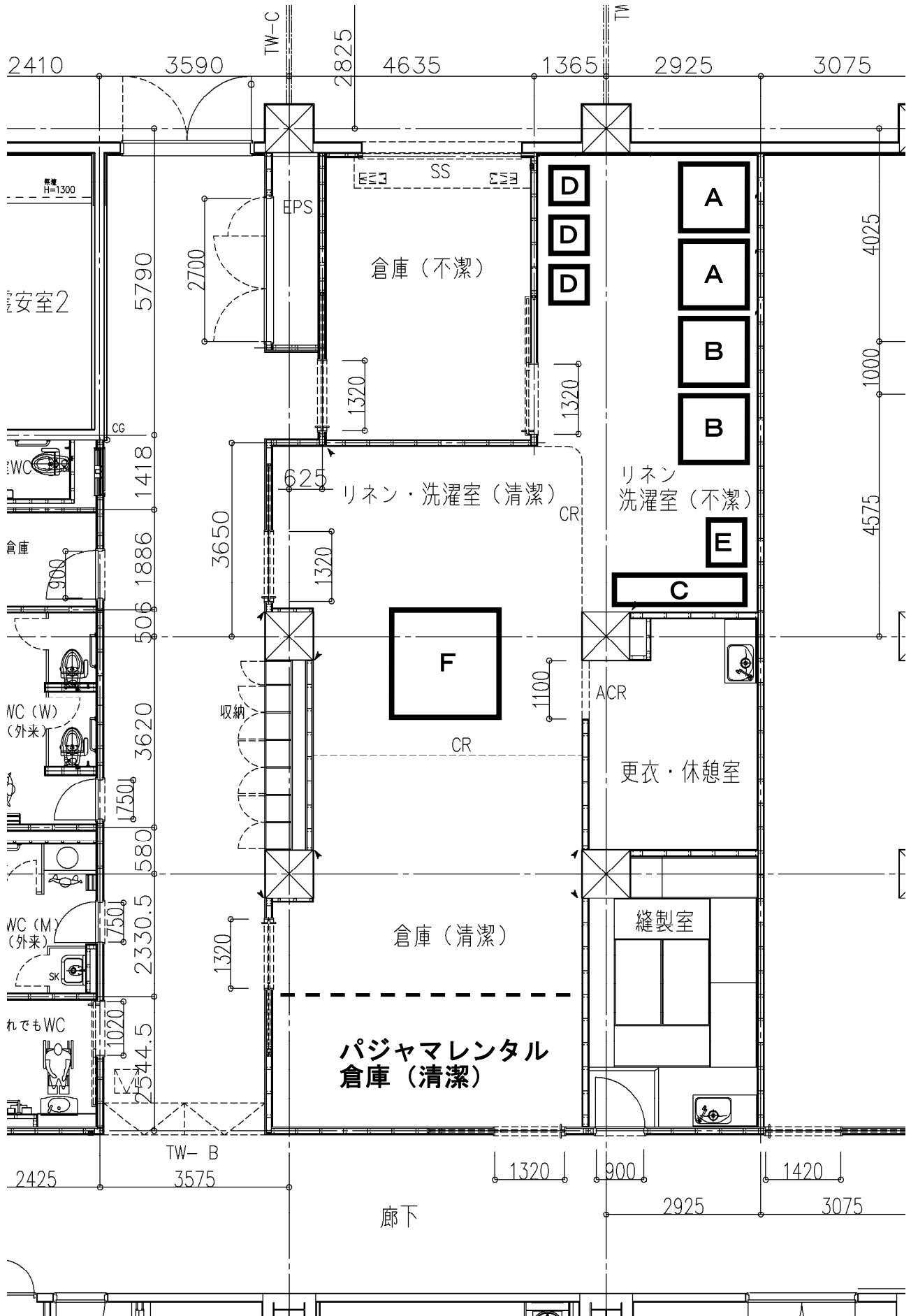
### 2 業務時間

本業務の従事者は1人以上の常駐とし、受付と返却は平日の洗濯業務に準じた時間とする。



# 院内洗濯室機器等配置図 (北館地下1階)

別紙(1-1)





## 院内洗濯設備一覧

	洗濯設備	規格	台数(台)
A	全自動洗濯脱水機	20kg、30kg	各1
B	スチーム乾燥機	25kg	2
C	電気布団乾燥機	900W 3枚	1
D	家庭用洗濯機	一槽式8kg	3
E	家庭用乾燥機	4kg	1
F	作業台	165cm×240cm×80cm 90cm×180cm×80cm	各1



## 管理対象品目及び予定数量

単位:枚/年

品名	予定数量	品名	予定数量
四角布(特大、大、中、小)	7,070	ホーフ	410
手術衣(予防衣)	6,160	シーツ	530
術衣	3,280	枕カバー	3,090
手術下着 上(男)	20,850	診察台カバー	10,830
手術下着 下(男)	15,090	ストレッチャーカバー	270
手術下着 上(女)	12,960	足拭きマット	5,260
手術下着 下(女)	12,660	コルセット	8,590
ツナギ	620	検査着	12,580
予防衣・白衣・検診衣	28,060	寝巻き(患者用病衣、ツナギ)	3,400
帽子	780	ベッドパット	570
靴下	42,440	エプロン	2,890
中材包み布	16,180	ホータイ	1,680
タオル	284,330	ポケット袋	110
バスタオル	56,740	カーテン	1,200
タオルケット	11,100	毛布	660
抑制帯	8,240	ウォーターマットカバー	110
抑制手袋	5,060	砂袋	3,930
各種看護枕	11,310	消防服	550
氷のう袋	4,940	患者用洗濯物	70
ナースパット	50	トレパン	11,010
氷枕カバー	10,950	作業着	20
便座カバー	3,100	カーディガン	70
クベース布	1,860	その他	3,830
		合計	635,490



## 洗濯仕上げの仕様内容

品 目	規 格		
	要…○ 不要…×		
	プレス	のり付	漂白
シーツ	○	×	○ ※
ホーフ	○	×	○ ※
ピロケース	○	×	○ ※
ベットカバー・イスカバー	○	×	○ ※
その他カバー類	○	×	○ ※
ストレッチャーカバー	○	×	○ ※
ベッドパット	×	×	○ ※
バスタオル	×	×	○ ※
検診衣・白衣	○	×	○ ※
予防衣	○	×	○ ※
トレパン	○	×	○ ※
キャップ・ベルト	○	×	○ ※
作業着	○	×	×
ブレザー	○	×	×

※色物は、漂白不要。



# 寝具類等供給業務仕様書

本仕様書は、公立昭和病院における寝具類等の供給にかかる業務内容を定めるものである。

## 1 業務内容

### (1) 供給する物品、予定数量及び規格

供給する寝具類は、次のとおりとし、規格、供給場所、数量及び予定頻度は、別紙「供給物品の予定数量及び規格等」のとおりとする。

- ① タオル防水シート(別紙(2-1)のとおり)
- ② 病衣(別紙(2-1)のとおり)
- ③ 患者用寝具類(別紙(2-2)のとおり)
- ④ 付添寝具類(別紙(2-3)のとおり)
- ⑤ 新生児、小児用肌着類等(別紙(2-4)のとおり)
- ⑥ 仮眠室、当直室マットレス(別紙(2-5)のとおり)
- ⑦ 職員寮仮眠室用寝具類(別紙(2-5)のとおり)

### (2) 物品の管理及び場所

病院業務に支障が生じないように、常に在庫管理を行い、安定供給を行うものとする。

管理の場所は、北館地下1階洗濯室内の倉庫(別紙(2-6)のとおり)及び各病棟内にあるリネン庫とする。

### (3) その他

補修(ボタンの外れ・ほつれ・ファスナーの不具合等)は、回収時に受託者が対応するものとする。また交換(破損・破れ・サイズ交換等)についても同様とする。

## 2 費用の負担

通常使用中で発生した汚れ及び破損で、洗濯及び補修により対応できない場合は商品を交換するものとする。その費用については受託者が負担するものとする。



## 供給物品の予定数量及び規格等

①タオル防水シート	
予定数量 422枚/月	規格 表:タオル織り 綿100%
供給回数 1回/週以上	裏:耐塩素・耐熱対応ポリウレタン樹脂
供給場所 北館地下1階リネン庫	サイズ 150cm×90cm
②病衣	
予定数量 439枚/月	規格 寝巻きタイプ(綿60%・ポリエステル40%)
供給回数 1回/週以上	サイズ S,M,L,2L,3L
供給場所 北館地下1階リネン庫	



## 供給物品の予定数量及び規格等

③患者用寝具類		規格				
予定数量	10, 066組/月	大人用1組あたりの構成				
供給回数	1回/週以上	品目	数量	色柄※1	品質※2	サイズ
供給場所	北館地下1階リネン庫	肌掛布団	1	ベージュ	中綿 0.5kg T80/C20	150cm×200cm
洗濯回数	退院ごと	掛布団	1	アイボリー	中綿 (FT綿1.1kg入)	143cm×200cm
	ただし、マットレスは適宜	枕	1	白	小粒パイマー (1.25kg)	28cm × 43cm
		包布	4	薄黄	生地(TC混) 30/70	148cm×205cm
		シーツ	4	白	綿 100%	183cm×295cm
		枕カバー	4	白	綿 100%	40cm × 68cm
		ベットパット	1	白	中綿 (綿1.4kg)	88cm × 205cm
		マットレス	1	オレンジ	清拭タイプ (パラマウント製ストレッチフィットと同等品)	83cm×191cm×9cm
		小児用1組あたりの構成				
		品目	数量	色柄※1	品質※2	サイズ
		肌掛布団	1	白	中綿 0.5kg シュレープ70%・合繊綿30%	90cm×120cm
		枕	1	白	パイマー (500g)	18cm × 33cm
		包布	4	ピンク	生地(TC混) 30/70	95cm×130cm
		シーツ	4	ピンク	綿 100%	75cm×130cm
		枕カバー	4	ピンク	綿 100%	36cm × 63cm
		ドロースーツ	3	ピンク	綿 100%	95cm × 183cm
		ベットパット	1	白	中綿 (綿0.8kg)	83cm × 170cm
		マットレス	1	水色	ポリエステル等 (パラマウント製すこやかフィットと同等品)	80cm×164cm×8.5cm
		※1 色柄等は病室に沿うものから企業団と受託者が協議の上、決定する。				
		※2 寝具類の条件は、安全性、保温性及び吸湿・放湿性があり、清潔で寝心地がよく取り扱いやすいものとする。				

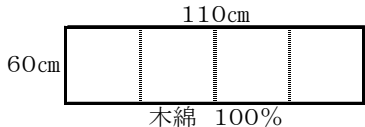
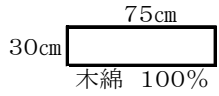
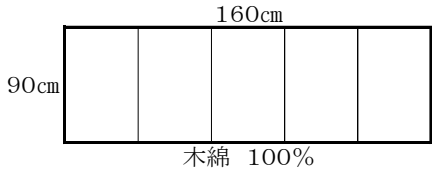
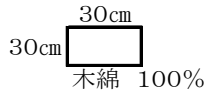
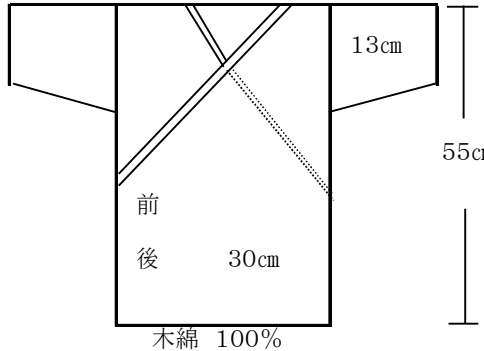
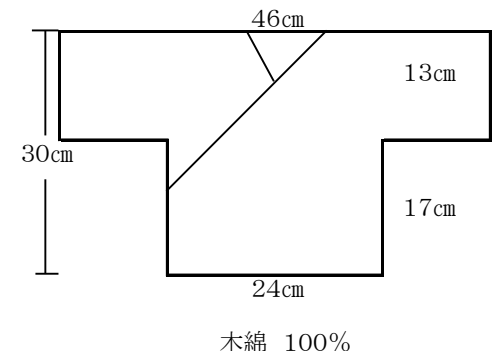


## 供給物品の予定数量及び規格等

④付添寝具類		規格 1組あたりの構成				
予定数量	8組/月	品目	数量	色柄※1	品質 ※2	サイズ
供給回数	1回/週以上	敷布団	1	ベージュ	側:T65/C35 混綿:綿5.0kg入	70cm×190cm
供給場所	北館地下1階リネン庫	肌掛布団	1	ベージュ	中綿 0.5kg T80/C20	150cm×200cm
		枕	1	青	内側:ネットポリエステル100% 外側:T30/C70 パイマー (900g)	28cm×43cm
		包布	6	青	日清紡T3701 T30/C70 又は同等品クラス以上の品物	148cm×205cm
		シーツ	3	青	日清紡T3701 又は同等品クラス以上の品物	117cm×236cm
		枕カバー	3	青	日清紡T3701 又は同等品クラス以上の品物	40cm × 78cm
<p>※1 色柄等は病室に沿うものから企業団と受託者が協議の上、決定する。</p> <p>※2 寝具類の条件は、安全性、保温性及び吸湿・放湿性があり、清潔で寝心地がよく取り扱いやすいものとする。</p>						



供給物品の予定数量及び規格等

⑤新生児、小児用肌着類等		規格	
<p>予定数量</p> <p>バスタオル 23,165</p> <p>上着・中着セット 6,395</p> <p>枕用布(フェイスタオル) 16,500</p> <p>大判バスタオル 3,200</p> <p>ハンドタオル 2,850</p> <p>単位:枚/年</p> <p>供給回数 週3回(月曜日・水曜日・金曜日)</p> <p>供給場所 南館3階(NICU・産婦人科病棟)</p>	<p>バスタオル</p>  <p>フェイスタオル</p> 	<p>大判バスタオル</p>  <p>ハンドタオル</p> 	
	<p>新生児(肌着セット)上着 (タオル)</p> 	<p>新生児(肌着セット)中着 (ガーゼ)</p> 	
	<p>注</p> <p>バスタオル10枚で1包装、上着・中着セット5組で1包装、枕用布(フェイスタオル)10枚で1包装、大判バスタオル5枚で1包装、ハンドタオル50枚で1包装とし、上着・中着セット、枕用布は、ポリエチレン製の袋にて完全包装し、病棟の指定リネン庫に納入する。納品書は、病棟担当者による確認印受領の上、企業団係員へ届けるものとする。</p>		



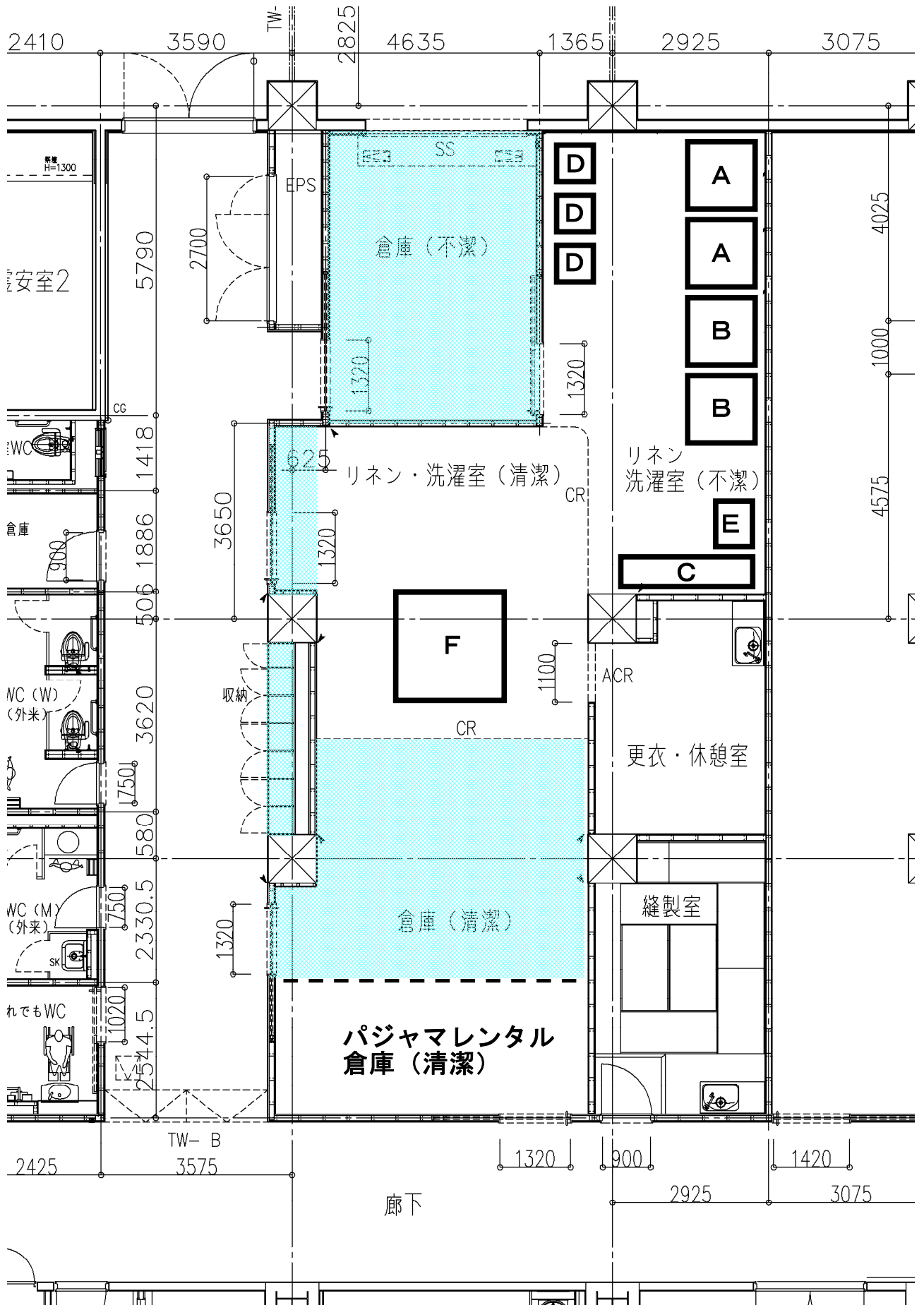
## 供給物品の予定数量及び規格等

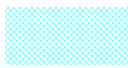
⑥仮眠室、当直室マットレス		規格				
予定数量	62本/日	モルテン製ソフィアマットレスと同等品クラス(厚さ8cm)以上				
交換回数	年1回以上					
供給場所	別途指示する					
⑦職員寮仮眠室用寝具類		規格				
予定数量	21組/日	1組あたりの構成				
供給回数	1回/週以上					
供給場所	東京都小平市 花小金井6丁目21番32号 「ヘリックスコート花小金井」 昭和病院企業団職員寮 リネン室 ( 101号室 )					
		品目	数量	色柄※1	品質 ※2	サイズ
		肌掛布団	1	白	中綿 0.5kg シュレープ70%・合繊綿30%	137cm×185cm
		掛布団	1	白	中綿 (FT綿1.3kg入)	143cm×200cm
		枕	1	白	パイマー (1kg)	33cm ×48cm
		包布	4	薄黄	生地(TC混)30/70	148cm×205cm
		シーツ	4	白	綿 100%	183cm×295cm
		枕カバー	4	白	綿 100%	40cm × 68cm
		ベットパット	1	白	中綿 (綿1.4kg)	88cm ×205cm
		マットレス	1	白	ウレタンフォーム (モルテン製ソフィアマットレスと同等品)	83cm×191cm×8cm
		※1 色柄等は病室に沿うものから企業団と受託者が協議の上、決定する。				
		※2 寝具類の条件は、安全性、保温性及び吸湿・放湿性があり、清潔で寝心地がよく取り扱しやすいものとする。				



# 院内洗濯室内倉庫 (北館地下1階)

別紙(2-6)



 供給業務に使用する倉庫



# 病室等カーテン定期洗濯業務仕様書

## 1 目的

不特定の患者が多数使用する場所のカーテンについて、院内感染対策として、定期的に洗濯を実施することとする。

## 2 業務内容

### (1)実施場所、枚数、洗濯回数等

実施場所	枚数	実施回数
NICU	3	4回/月
陣痛室	3	
分娩室	2	
授乳室	1	

- ①カーテン洗濯交換時には、予備カーテン等を取り付けるものとする。
- ②洗濯及び交換日程は、企業団職員と協議の上決定するものとする。
- ③臨時洗濯の依頼があった場合は、本実施時期によらず適宜実施するものとする。

## 3 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。

